

国際熱帯木材機関(ITTO) について



ITTO

INTERNATIONAL TROPICAL
TIMBER ORGANIZATION

令和7年5月
林野庁





国際熱帯木材機関

あなたが乗車した電車が次の駅に着くまでの
わずか1分の間に
東京ドーム2個分
多くの熱帯林が失われる現実をご存じですか

ITTO 国際熱帯木材機関 (International Tropical Timber Organization)
熱帯林と人間社会との持続可能な関係構築を目的として1986年に設立された、日本に本部を置く唯一の国際連合条約機関です。
熱帯林で営まれる林業の適正化、持続可能な木材生産と利用の推進をミッションの基軸に、地球温暖化対策、また生物多様性保全の分野へも
ミッションの幅を広げ、日本政府をはじめ加盟各国政府や民間企業の協力のもと、熱帯林を取り巻くさまざまな問題の解決に取り組んでいます。
これからも、さまざまな分野の人たちと手を携え、課題解決にいつそう邁進して参ります。



www.itto.int/japan

 **JAPANGOV**
THE GOVERNMENT OF JAPAN

 **外務省**
Ministry of Foreign Affairs of Japan

林野庁
Forestry Agency of Japan

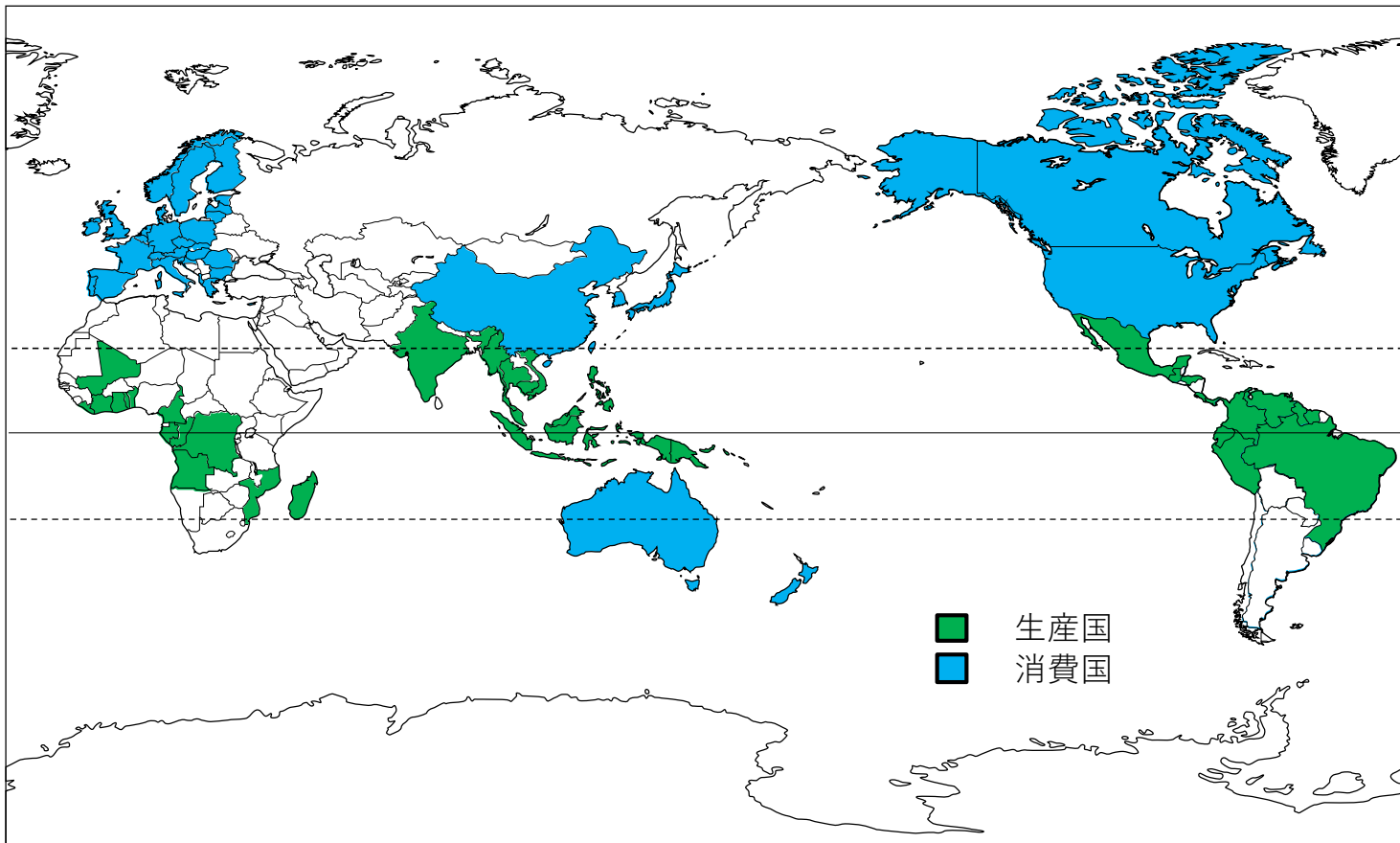
ガボン Forêt des abellies, equatorial forest of Gabon.
写真: Biopixphoto/アフロ

目 次

1. ITTOの概要
2. ITTOの活動内容
3. ITTOの重要性
4. 我が国とITTOとの関係
5. ITTO関係予算

1. ITTOの概要

- ITTO(International Tropical Timber Organization: 国際熱帯木材機関)は「1983年の国際熱帯木材協定(ITTA)」に基づき1986年に設立された国際機関(本部:横浜市)。(※ITTAは途上国経済の持続的発展を目的とする「一次産品協定」の一つ。)
- 目的は、持続可能に経営された森林から合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大と多様化及び熱帯木材生産林の持続可能な経営の促進。
- 加盟国は、生産国37か国、消費国38か国の計75か国及びEU。
- 現行のITTAは2029年12月に有効期間を満了するため、その後の協定の在り方について加盟国間での再交渉が行われる見込み。

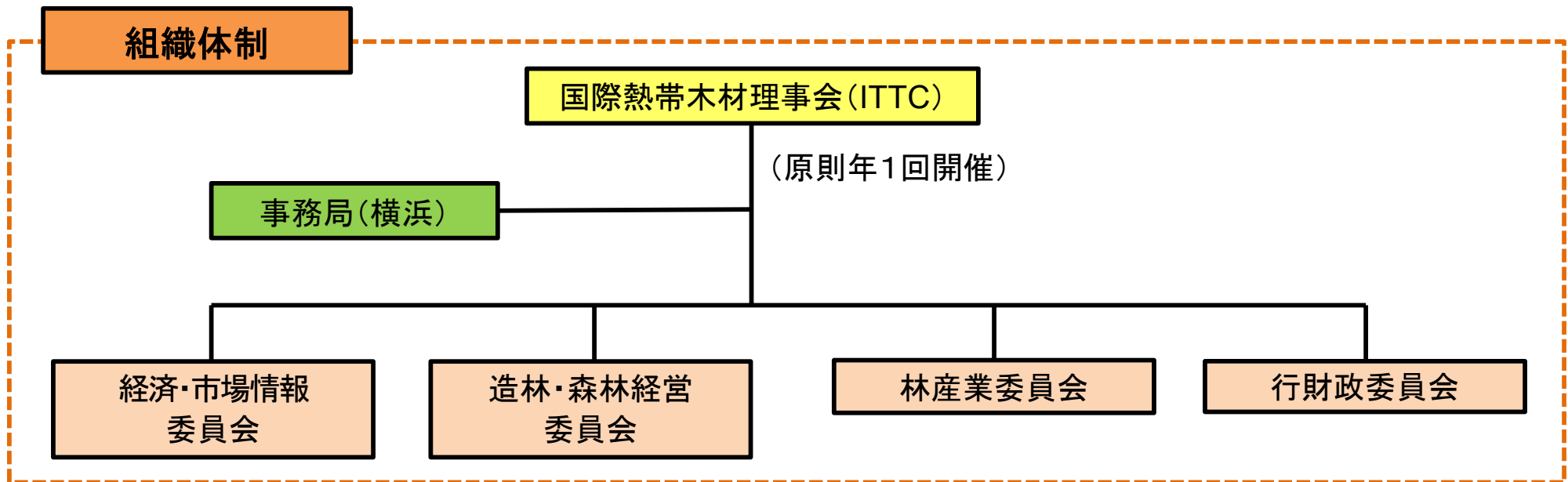


生産国 (37か国)	消費国 (38か国及びEU)
【アフリカ地域】 (14か国) アンゴラ、ベナン、カメルーン、 中央アフリカ共和国、 コンゴ共和国、コートジボアール、 コンゴ民主共和国、ガボン、ガーナ、 リベリア、マダガスカル、マリ、 モザンビーク、トーゴ	アルバニア、 オーストラリア、 カナダ、 中国、 EU(27か国)、 日本、 ニュージーランド、 ノルウェー、 韓国、 スイス、 英国、 米国
【アジア・太平洋地域】 (10か国) カンボジア、フィジー、インド、 インドネシア、マレーシア、 ミャンマー、パプアニューギニア、 フィリピン、タイ、ベトナム	
【ラテンアメリカ・カリブ地域】 (13か国) ブラジル、コロンビア、コスタリカ、 エクアドル、グアテマラ、ガイアナ、 ホンジュラス、メキシコ、パナマ、 ペルー、スリナム、 トリニダード・トバゴ、ベネズエラ	

ITTO加盟国(2025年1月現在)

1. ITTOの概要

- ITTOの最高意思決定機関は「国際熱帯木材理事会(ITTC)」。各国共通の課題や取組方針の検討、ガイドラインの作成などの活動計画の決定、プロジェクトの承認等を実施。
- 理事会は全加盟国で構成され、加盟国は生産国と消費国に大別。理事会での投票は生産国と消費国に1,000票ずつ割り当て。消費国は熱帯木材の貿易量に比例して配分。日本の票数は113票(2024~2025年)。
- 理事会は4つの委員会で構成。各委員会は政策やプロジェクトに関する助言や支援を実施。



事務局

- ◆ 組織概略: ①森林経営部、②貿易産業部、③総務部
- ◆ 事務局長: シャーム・サックル(マレーシア)

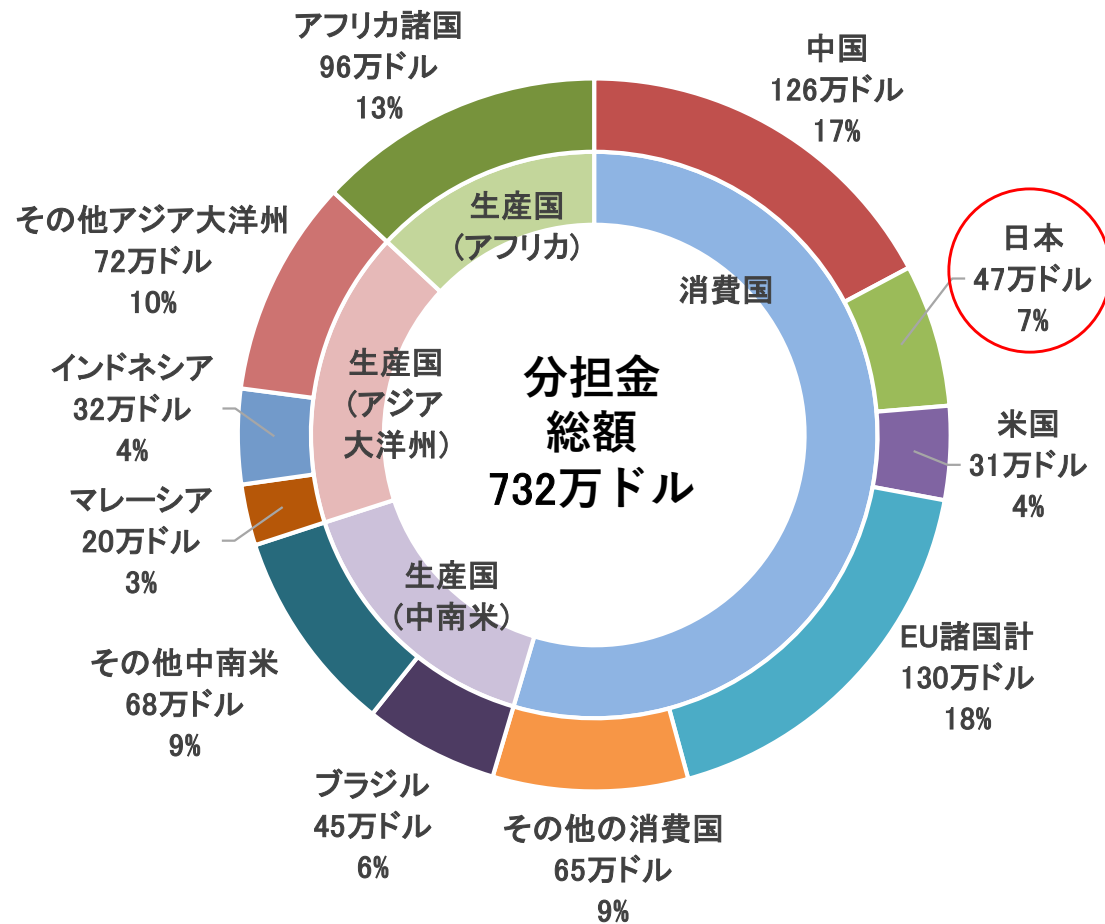
※2024年12月の第60回国際熱帯木材理事会(ITTC60)において、2028年1月末までの任期延長を決定

- ◆ 職員数: 22名(P職員以上: 10名) <2025年1月現在>
専門職以上の日本人職員: D職員0名/3ポスト、P職員1名/8ポスト

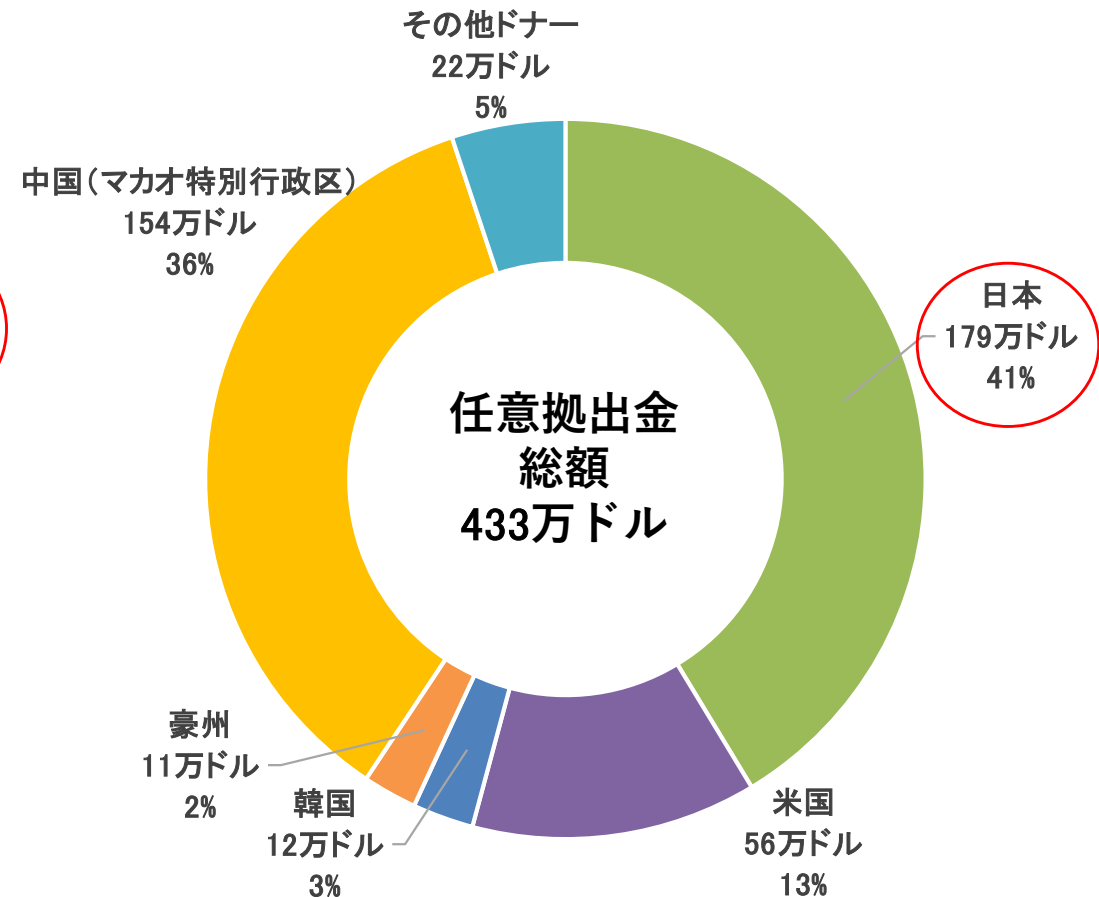


1. ITTOの概要

- 2024年におけるITTOの分担金、任意拠出金の総額は1,165万ドル
- 分担金の額は、各国の投票数に応じて決定。我が国の分担率は6.5%（47万ドル）。
- 任意拠出金は、我が国が41%（179万ドル）を拠出。



ITTO分担金の内訳(2024年)



※上記の金額は、第59回理事会から第60回理事会（2023年11月～2024年12月）の間に、各ドナーから拠出表明されたもの。

ITTO任意拠出金の内訳(2024年)

2. ITTOの活動内容①

- ITTOの活動は、主に政策活動と事業活動に大別。
- 政策活動としては熱帯林の持続可能な経営を促進するためのガイドラインや基準・指標の策定等を実施、事業活動としてはこれまで1,300件を超えるプロジェクトを実施するなど生産国における取組を支援。

政策活動

- ◆ 各種ガイドラインの策定
 - ・熱帯生産林における生物多様性の保全のためのガイドライン
 - ・森林火災対策ガイドライン 等
- ◆ 熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標の策定



※ガイドライン:加盟国の森林・林業政策の立案者等に対して、生物多様性保全等についての手引きを提供し、国内政策を推進することを目的としたもの
基準・指標:持続可能な森林経営への前進を定義・評価しモニターするための手段

事業活動

- ◆ 加盟国による実地のプロジェクト実施に資金提供
- ◆ これまで約4億ドル、1,200件以上のプロジェクトを実施。



アフリカ・コンゴ盆地での合法性・持続可能性のある木材利用促進のための能力開発活動において、研修を受講する現地大学の林業学部学生

2. ITTOの活動内容②

- ITTOは、森林に関する協調パートナーシップ(CPF)(※1)のメンバーであり、他の関連国際機関等との積極的な協力・連携に取り組んでいるところ、我が国もホスト国として本取組を支援。
- ITTOと国連森林フォーラム(UNFF)事務局は2023年11月に協力覚書を新たに締結し、国連砂漠化対処条約(UNCCD)事務局とは2024年2月に協力覚書を更新。
- 2024年3月、緑の気候基金(GCF)第38回理事会において、ITTOがGCFの資金へのアクセスを認められた認証機関となることが正式に承認された。

(※1) 森林に関する実質的なプログラムを持つ国際機関・組織・事務局間の自主的なパートナーシップ(ITTO、FAO、生物多様性条約(CBD)、ワシントン条約(CITES)、地球環境ファシリティ(GEF)等)



覚書に署名したシャーム事務局長とUNFF事務局長(2023年11月)



覚書を更新したシャーム事務局長とUNCCD事務局長(2024年2月)



ITTOが認証機関として承認されたGCF第38回会合(2024年3月)
(出典: GCF HP)

【最近の連携事例】

①国連気候変動枠組条約締約国会合(UNFCCC-COP)

ITTOは、2024年11月にアゼルバイジャンで開催されたCOP29において、国連食糧農業機関(FAO)や我が国とともに、UNFFのフォレスト・パビリオンや我が国のジャパン・パビリオンでの複数のサイドイベントを共催。



◀ フォレストパビリオンのイベントでは、林野庁から我が国の建築物への木材利用促進に係る取組を紹介



◀ ジャパンパビリオンのイベントで発表するITTO事務局長

▶ フォレストパビリオンのイベントの閉会セッションに参加するITTO事務局長(右から2番目)と農林水産省代表(同3番目)



②生物多様性条約締約国会合(CBD-COP)

ITTOは、2024年10月にコロンビアで開催されたCOP16において、「森林と水の日」に、FAOとのセッションを共催し、熱帯林の生物多様性保全のためのCBDとの共同イニシアティブに関する取組(※2)を紹介。

(※2) 本資料P15の記載もご参照下さい



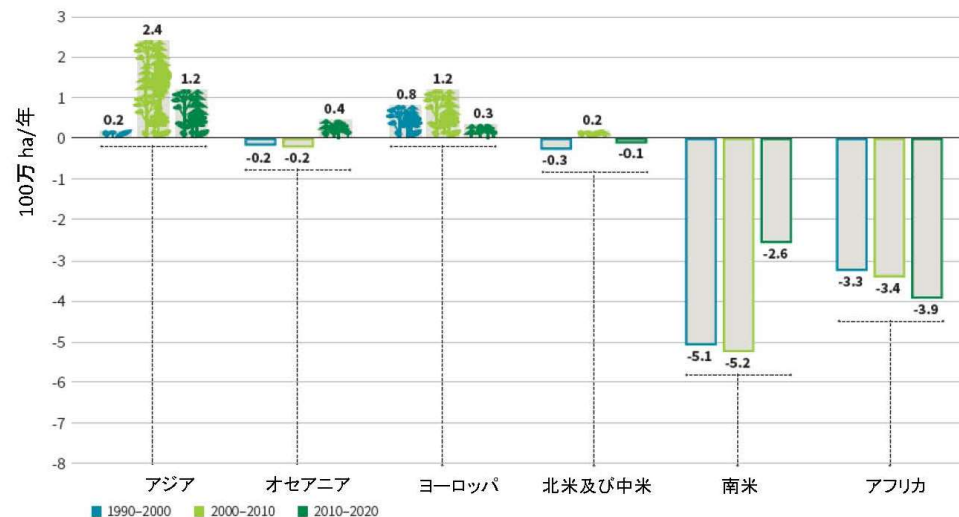
「森林と水の日」におけるセッションの様子(出典: IISD)

3. ITTOの重要性

- 世界の森林面積は41億haで陸地面積の31%。このうち、熱帯地域には森林の45%（18億ha）が分布。
- 世界の森林面積はアジアやヨーロッパで増加する一方、熱帯地域に該当する南米とアフリカでは大幅な減少が継続。
- こうした熱帯林の減少と劣化が、気候変動の重大な要因の一つであると認識。また、熱帯林は気候変動の緩和に寄与する二酸化炭素吸収源としてだけでなく、陸域生物多様性の宝庫としても重要な役割。
- ITTO加盟国は、世界の熱帯林面積の80%以上及び熱帯木材(※)貿易額の約90%をカバー。

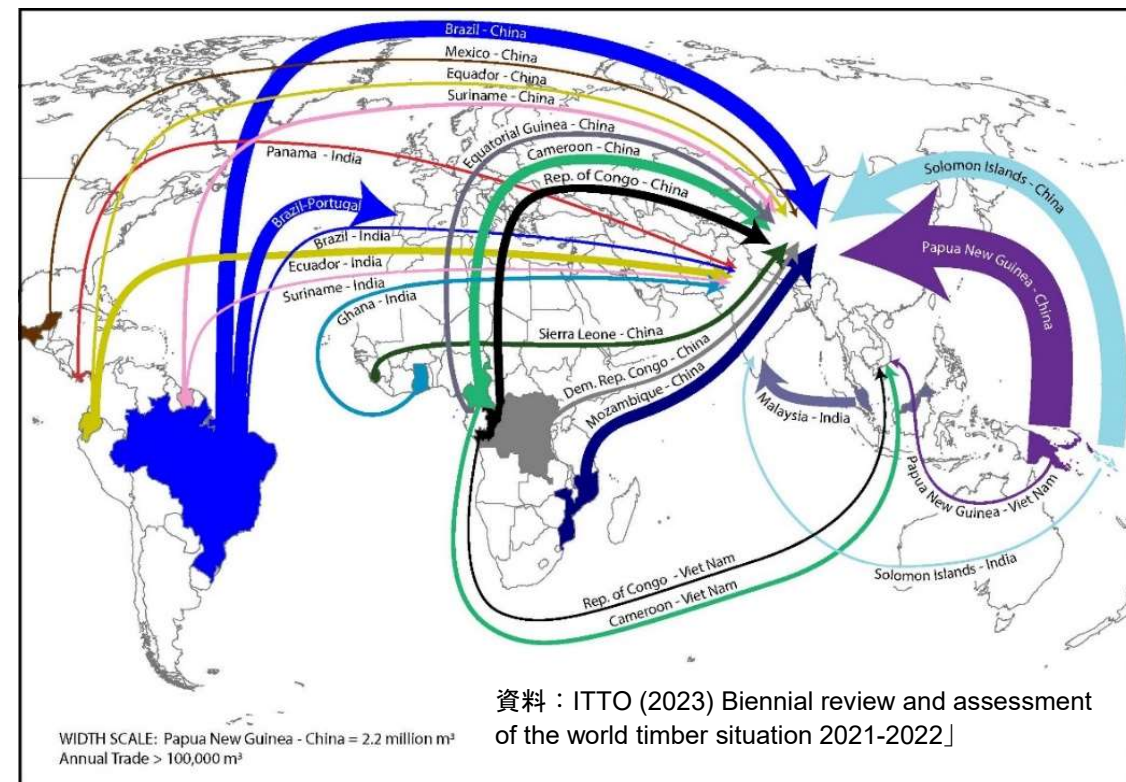
(※)ITTAの「熱帯木材」の定義に
含まれる丸太、製材、単板及び合板

10年ごとの地域別森林面積の純変化(1990年～2020年)



出典 FAO世界森林資源評価2020

熱帯木材貿易におけるITTO加盟国の占める割合は大きい
(下図:熱帯丸太の主要な輸出入の流れ、中国は最大の熱帯丸太輸入国)



資料: ITTO (2023) Biennial review and assessment of the world timber situation 2021-2022]

3. ITTOの重要性

- ITTOは、各種ガイドライン等の策定、木材市場や貿易に関する情報発信、熱帯木材生産国における合法伐採木材の流通・利用促進等に係るプロジェクトなどを実施。また、理事会等を通じて生産国と消費国が直接対話する機会を提供している。
- 我が国は、2023年G7広島サミットをはじめ様々な機会を通じ、「持続可能な木材利用」の重要性に関する国際的な発信に努めており、森林資源の循環利用を重視するスタンス。ITTOは同じ価値観を共有する国際機関として我が国の重要なパートナー。
- なお我が国のクリーンウッド法においても、合法伐採木材等の流通・利用に関する国際協力を推進する旨規定。

違法伐採対策の重要性

英国王立国際問題研究所の報告書によると、2018年の調査対象37か国による2018年の違法伐採に係る貿易は世界の輸出の材積ベースで4%（約4,000万m³）、金額ベースで3%（約70億ドル）

（資料）CHATHAM HOUSE (2022)「Establishing fair and sustainable forest economies」

G7広島首脳コミュニケ（成果文書）

【パラ 24（環境）・部分】

我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林を始めとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする。（以下略）

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

（クリーンウッド法）

（国際協力の推進）

第三十二条 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

※令和7年4月1日施行の改正法においては第三十九条に同様の規定



G7広島サミットでは国産ヒノキを活用した机と椅子を使用（出典：外務省HP）

4. 我が国とITTOとの関係 ①資金拠出

- 我が国は、世界有数の熱帯木材輸入国であったことから、熱帯木材の我が国への安定供給を確保し、熱帯林の保全と熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを目的として、ITTO本部を横浜市に誘致。
- 我が国は、ITTOの設立当初より、加盟国としてその政策形成に積極的に関与し、生産国におけるプロジェクトの実施を支援するとともに、ホスト国として本部の設置に係る経費等を支援。横浜市もホストシティとして運営を支援。
- 2024年における我が国のITTOに対する支援金総額は約3.7億円。

(単位：百万円)

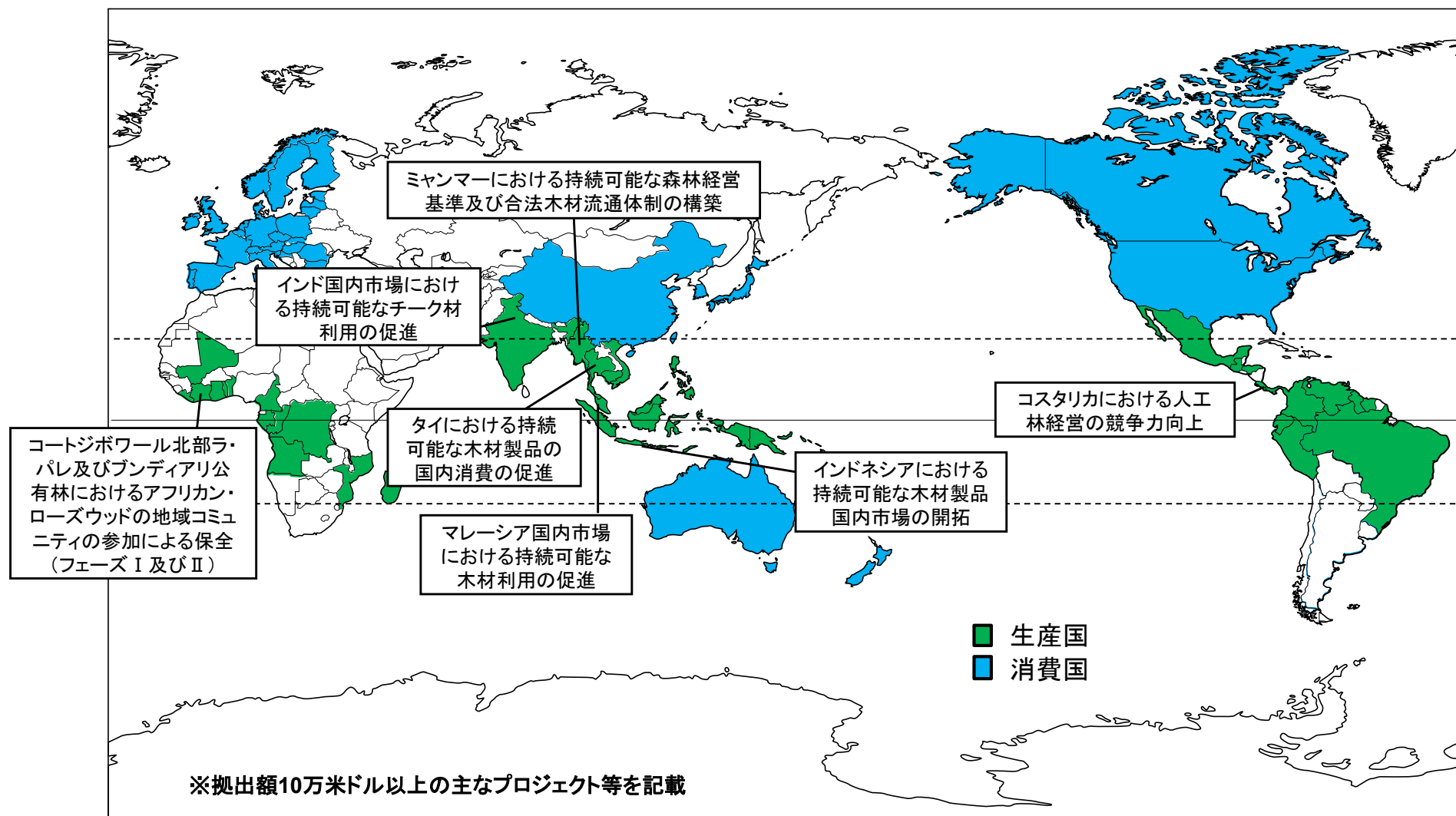
年度	林野庁			外務省					横浜市	合計
	事務局 設置経費	任意拠出金	計	分担金	任意拠出金			計	事務局 設置経費	
					当初予算	補正予算	小計			
2012(H24)	22	92	114	84	222	－	246	330	29	473
2013(H25)	22	82	104	82	329	－	329	411	29	544
2014(H26)	22	80	103	74	255	－	255	329	30	462
2015(H27)	22	74	96	90	221	－	221	311	29	436
2016(H28)		(70)			(225)		(225)			
	22	0	22	93	0	－	0	93	30	145
2017(H29)	22	0	22	99	0	－	0	99	28	149
2018(H30)	22	0	22	104	0	－	0	104	29	155
2019(R1)	22	76	98	107	15	231	246	353	29	480
2020(R2)	22	76	99	89	15	－	15	104	28	231
2021(R3)	22	78	101	87	15	79	94	181	29	311
2022(R4)	22	75	97	89	30	122	152	241	31	369
2023(R5)	22	75	97	113	34	130	164	277	31	405
2024(R6)	22	75	97	94	34	106	140	234	36	367

注1：2016年度の拠出金は執行停止（）書きは予算額）。注2：計の不一致は四捨五入による。注3：上表の我が国の分担金額にはスタッフアセスメントの経費を含み、上表の我が国の任意拠出金総額とP3の任意拠出金の円グラフにおける我が国拠出額は、会計期間の相違等により、一致しない。

我が国のITTOに対する資金拠出の推移

4. 我が国とITTOとの関係 ②プロジェクト支援(林野庁)

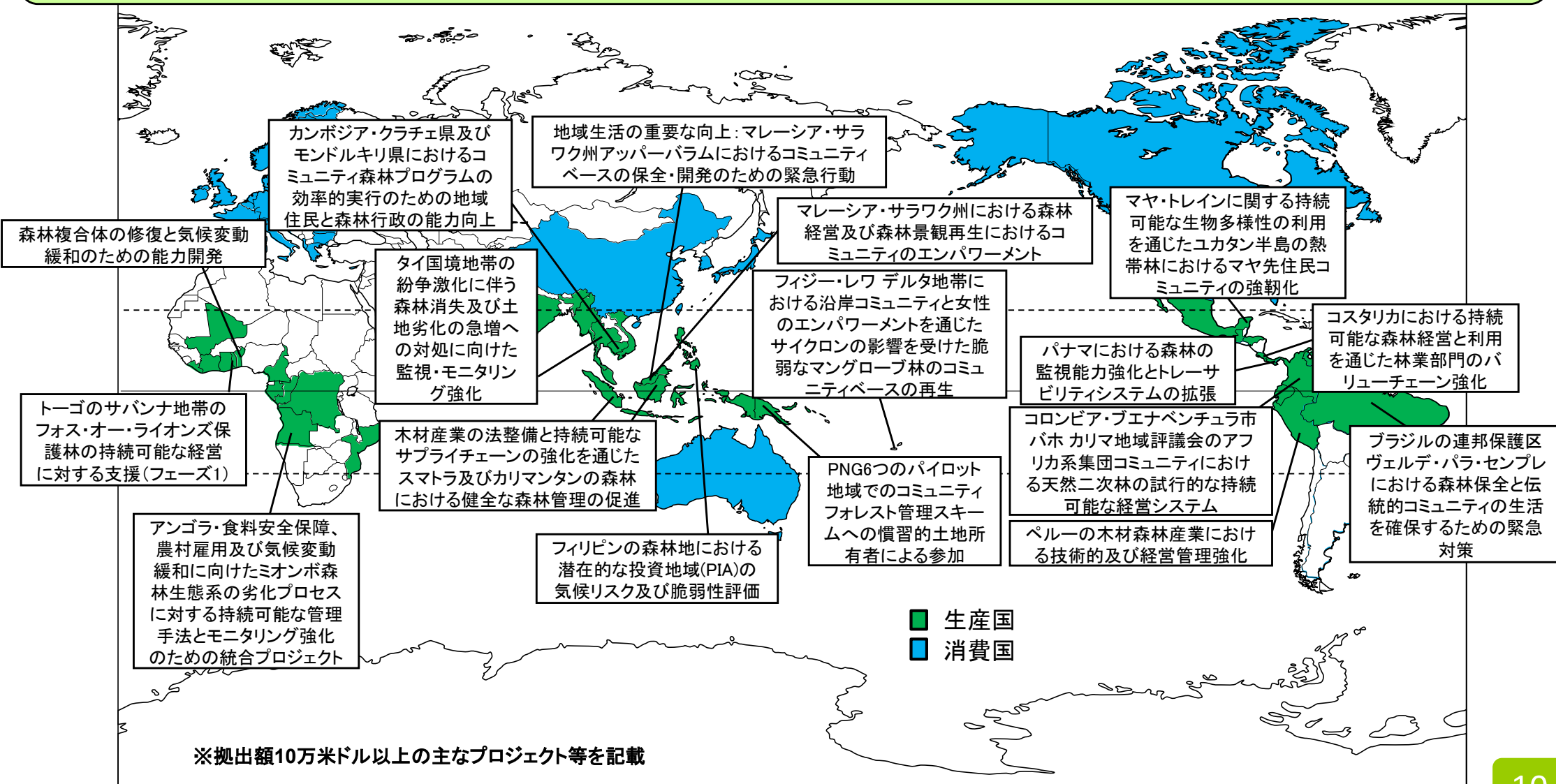
- 林野庁は、合法的な木材貿易への貢献や持続可能な森林経営及び木材利用の普及・促進に向けたプロジェクトを支援。
- 現在、加盟国の提案によるプロジェクト7件と2か年作業計画に基づく特別活動1件、計8件を支援。
- 第60回理事会(2024年12月)では、コートジボワールにおける食料生産等と調和した持続可能な森林経営への新たな支援を表明。



林野庁抛出により実施中／予定の主なプロジェクト等

4. 我が国とITTOとの関係 ③プロジェクト支援(外務省)

- 外務省は、主に地球規模課題の解決や人道支援に貢献する観点から、プロジェクトを支援。
- 現在、加盟国の提案によるプロジェクト7件と2か年作業計画等に基づく特別活動15件、計22件を支援。
- 第60回理事会(2024年12月)では、コスタリカにおける有用樹種の適切な管理と非木材林産物の商業価値向上に向けた取組等への新たな支援を表明。



外務省拠出により実施中／予定の主なプロジェクト等

4. 我が国とITTOとの関係 ④現在支援中のプロジェクトの事例(林野庁)

■持続可能な木材利用の促進

○タイにおける持続可能な木材製品の国内消費の促進

実施期間:2023～2025年、林野庁拠出額:32万米ドル

【主な取組内容】

① 国内での木材・木材製品利用促進のための政策の改善

北部のチーク材と南部のゴム材のサプライチェーンに関する調査分析、木材利用促進政策策定に向けた多様な関係者を招いた公聴会開催、地域住民主体の木工企業への作業機械の提供等を実施

② 関係者の能力構築

木材関係専攻の大学生を対象とした木製家具デザインコンテストや、地方の木工業者を対象とした消費者ニーズに対応した魅力的なデザインの木材製品の開発に向けた実践的なワークショップの開催、合法性要件等に関する研修、定期的な広報誌発行等を通じた都市消費者向けの意識啓発活動等を実施



タイ国内のチーク材とゴム材のサプライチェーンに関する報告書



提供された作業機械を操作する様子(タイ)

○インドネシアにおける持続可能な木材製品国内市場の開拓

実施期間:2023～2025年、林野庁拠出額:約26万米ドル

【主な取組内容】

① 木材製品への消費者ニーズに応える国内市場の能力構築

木材製品や木材以外の代替材料と比較した消費者の嗜好調査、林業関係学部での木材製品デザインコンテスト、中小企業による革新的なデザインの木材製品の展示会・販促イベント、木材製品使用の利点に関する消費者教育活動(ワークショップ、展示会、教育動画制作コンテスト等の開催)、木材製品開発に関する中期国家戦略の策定のための検討等を実施

② 木材製品の国内消費の着実な増加に向けた制度的枠組の強化

建設部門での木質材料使用促進のための政策介入の導入に向けた調査分析の実施、木材加工集合施設の強化支援策を策定するための既存政策と全国の加工施設の現状等を把握し、政策提言を作成



大学での木材製品デザインコンテスト
出展作品の一例(インドネシア)



中小木材加工企業への訪問調査
(インドネシア)

4. 我が国とITTOとの関係 ④現在支援中のプロジェクトの事例(林野庁)

■持続可能な森林経営

○コスタリカにおける人工林経営の競争力向上

実施期間:2022~2025年、林野庁拠出額:約40万米ドル

【主な取組内容】

- ①公的な融資や補助金に代わる人工林経営のための効率的な資金システムの構築
 - ・開発されたシステムに関する評価、生産者に対するワークショップの実施
- ②地形や土壌条件に適合した植林木の植栽による生産性の向上
 - ・各プロットの土壌分析等を通じた生産力の調査
 - ・病虫害管理に関する研修や選定された樹種の遺伝子改良試験
- ③植林木を使用した高付加価値製品の開発
 - ・各樹種の特性に合った用途(生活、寝具、台所、建築材)での活用法の検討
 - ・選定した樹種を対象に家具製造、楽器製作、建築の民間企業と連携した製品開発 等



バナナと混植された対象の熱帯樹種の試験林



植林木を使用した高付加価値製品開発
に向けて製作された試作品の例

○コートジボワール北部ラ・パレ及びブンディアリ公有林におけるアフリカン・ローズウッズの地域コミュニティの参加による保全

実施期間:2023~2025年、林野庁拠出額:32万米ドル(フェーズ1)、25万米ドル(フェーズ2)

【主な取組内容】

- ①アフリカン・ローズウッズの増殖技術の確立と普及
 - ・現地大学でのアフリカン・ローズウッズの種子の発芽試験を実施
- ②地域コミュニティによる持続可能で管理された利用体制の確立
 - ・23万本以上のアフリカン・ローズウッズ、チーク、タガヤサン等の現地樹種の苗木生産
 - ・100ha以上のアグロフォレストリー方式及び薪炭材用の森林造成
 - ・対象地域の村でのアフリカン・ローズウッズの伝統的知識に関する民族植物学調査
 - ・関係者のプロジェクト実施への関与を確保するための監督委員会の設立
 - ・公有林に隣接する村での本プロジェクトの目的と成果に関する意識啓発活動 等



苗木生産のために肥沃な土の袋詰作業
をする地元女性グループ



アグロフォレストリーの一部として
食用作物(ピーナッツとトウモロコシ)と混植された
タガヤサンの若木

【参考】これまでの主な成果 (1) 合法で持続可能な木材サプライチェーン構築 (LSSC)

○ ITTOは、持続可能な森林経営の基準や違法な木材貿易阻止に向けた国際的なガイドラインを策定。それらをプロジェクトを通じて普及するとともに、合法で持続可能なサプライチェーンの構築に関するプロジェクトを実施。

■ 持続可能な森林経営の基準作成 (2002～2016年)

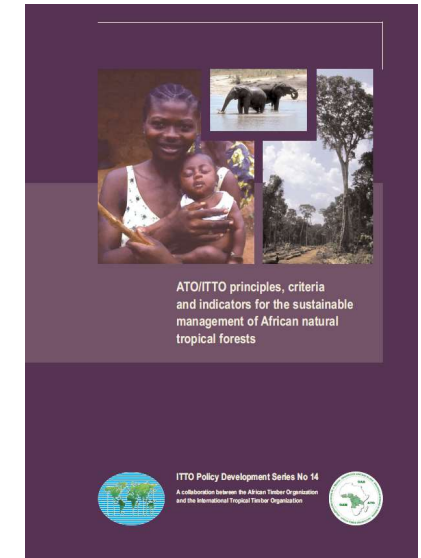
- ・ ITTOは、アフリカ木材機関 (ATO) と共同で天然熱帯林の持続可能な森林経営を指導する基準を作成。同基準は世界149か国で普及する森林認証取得の基準に採用。
- ・ 同基準の普及・定着のため、カメルーン、中央アフリカ等10か国で人材育成を実施。

■ 違法な木材貿易阻止に向けた国際的なガイドラインの策定及び普及 (2015～2018年、日本支援額 約48千米ドル)

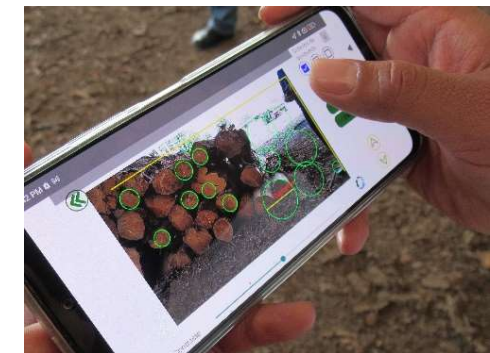
- ・ ITTOは、世界税関機関 (WCO) と連携して違法な木材貿易を阻止するため、税関職員向けのガイドラインを作成し、マレーシア、カメルーン、中国等の税関当局に共有。
- ・ ガイドライン作成に際し、マレーシアにおいて、ガイドライン案の検証及び税関職員的能力強化のためのプロジェクトを実施。

■ 合法で持続可能な木材サプライチェーン (Legal & Sustainable Supply Chains) の構築

- ・ フィリピンで、既存の木材流通経路追跡システムに電子タグとQRコードを導入。
(2018年～2019年、日本支援額 約393千米ドル)
- ・ タイで、人工林経営を担う小規模所有者や共有林関係者の合法性確認能力向上に資する「人工林と共有林の持続可能な経営に関する基準と指標」と「CoC認証」を開発。
(2018年～2019年、日本支援額 約210千米ドル)
- ・ コンゴ盆地諸国で、政府関係者や木材事業者等に対するLSSCに関する能力構築を実施。
(2020年～2022年、日本支援額 約316千米ドル)
- ・ グアテマラで、ICT技術等を活用して木材サプライチェーンの透明性向上を図り、森林関連の法規制の下、小規模所有者や木材関連企業による適切な事業運営を支援。
(2020年～2024年、日本支援額 約396千米ドル)



アフリカ木材機関と共同で
持続可能な森林経営の
基準を作成、普及



開発された材積推定スマートフォンアプリ
の使用時の画面 (グアテマラ)

※「森林部門における18のイノベーション
優良事例」の一つとして、FAO世界森林
白書2024に掲載

【参考】これまでの主な成果 (2) 持続可能な森林経営の実施 (SFM)

- ITTOは、持続可能な森林経営の実地での普及に向けて、生物多様性の保全、人工林経営技術の向上及び森林火災の予防・対応能力向上等のプロジェクトを実施。

■生物多様性の保全

- ・ ITTOと生物多様性条約（CBD）事務局は、2010年に熱帯林の生物多様性の保全及び持続可能な利用を促す共同活動の促進に向けた覚書に調印し、連携を強化。
- ・ 2011～2020年に16件のプロジェクト等が東南アジア、アフリカ、中南米、大洋州諸国において実施（うち我が国拠出による支援14件（約11,952千米ドル））され、カンボジア・タイ国境地帯の森林経営に関する越境協力等が実現。

■人工林経営技術の向上（2016～2021年、日本支援額 約435千米ドル）

- ・ インドネシア・北スラウェシ州において、地域住民向け造林技術マニュアルの作成、地方行政職員による管理計画の策定等人工林資源管理能力向上を支援。
- ・ 本プロジェクトにより、地域住民、行政、事業者等関係者間で、需要と供給のバランスを図りつつ適切な価格で取引を確保することを目標とした連携体制が確立。

■森林火災の予防・対応能力向上（2021～2022年、日本支援額 約2,211千米ドル）

- ・ インドネシア及びペルーでは、違法な野焼き等に起因する大規模な森林火災による野生生物資源の喪失、人々の健康・財産への損害、交通への影響等が問題化。
- ・ 国連プロジェクトサービス機関と協力し、地域ボランティア及び消防隊への訓練、GISとリモートセンシングを用いた遠隔火災監視システムの改善等を支援。
- ・ 本プロジェクトにより、政府機関、消防組織及び地域コミュニティによる森林火災の予防・対応能力が強化されるなど関係者間の連携・協力体制が大幅に改善。



これまでのITTO-CBDの活動成果等をまとめたポリシーブリーフ



地域住民向け「造林技術マニュアル」



消防隊の訓練（インドネシア）

【参考】これまでの主な成果 (3) 持続可能な木材利用の促進 (SWU)

- ITTOは、熱帯木材生産国における脱炭素社会の実現に向け、我が国における木材利用拡大の経験を基に「持続可能な木材利用 (Sustainable Wood Use : SWU)」促進プロジェクトを展開中。

■東南アジア各国におけるSWU促進プロジェクトの実施 (2021年～、日本支援総額 約1,133千米ドル)

- ・ 木材利用促進のための政策枠組の改善、現地ニーズに沿った実証的取組、関係者の能力構築等について、ベトナム (2021年～)、タイ及びインドネシア (2023年～)、マレーシア (2024年～)、インド (2025年～) で実施。



改良した灌漑設備を設置した
森林組合のアカシア苗床(ベトナム)



新たなデザインの木材製品モデルの試作
ワークショップ(タイ)



支援策検討のための中小木材加工企業等
への訪問調査(インドネシア)

■木材利用促進に向けたポリシーブリーフの作成 (2023～2024年、日本支援額 約15千米ドル)

- ・ SWU促進プロジェクトで得られた知見や課題を基に、熱帯木材生産国における木材利用の拡大に向けた政策を提言。

■国際フォーラム等における「持続可能な木材利用」の発信

- ・ G7広島サミット及び関連閣僚会合コミュニケ (成果文書)
- ・ APEC林業担当大臣会合、違法伐採及び関連する貿易専門家グループ (EGILAT) 会合
- ・ 第30回FAOアジア太平洋地域林業委員会 (APFC30) での日豪共催ワークショップ
- ・ 国際連合気候変動枠組条約締約国会議 (UNFCCC-COP) におけるサイドイベント



2024年1月に公表した
ポリシーブリーフ

4. 我が国とITTOとの関係 ⑤国民・関係機関との交流・連携

- ITTOと国際協力機構（JICA）は、2010年9月に「業務協力協定」に署名（2022年10月更新）。熱帯林の保全と持続可能な利用への支援にかかる連携を強化するため、情報や知識・経験を共有。
- ITTOと地球環境戦略研究機関（IGES）及びリモートセンシング技術センター（RESTEC）は、それぞれ2022年10月、2024年12月に協力覚書に署名。今後、各覚書の下で共同で取り組める活動に関して、検討中。
- ITTOは、主にホストシティである横浜市が主催する地域や学校に関わるイベントに積極的に参加するなど、ITTOの活動のPRや持続可能な森林経営と木材利用の重要性等についての普及啓発を実施。



協定を更新したシャーム事務局長とJICA地球環境部長（2022年10月）



覚書に署名したシャーム事務局長とIGES理事長（2022年10月）



覚書に署名したシャーム事務局長とRESTEC理事長（2024年12月）

【最近の交流事例等】

①横浜市環境教育出前講座への協力

ITTOは、2024年8月に横浜市環境教育出前講座プログラムの一環として、体験型学習施設「アメリカ山ガーデンアカデミー」において、子どもを含む市民向け講座を開催。熱帯林がもたらす多くの恩恵や直面する課題、熱帯林の持続可能な経営と保全に関するITTOの取組等について紹介し、市民の環境意識向上に貢献。



「アメリカ山ガーデンアカデミー」で参加した子どもたちに説明を行うITTO職員



会場・出展ブースの様子

②グローバルフェスタJAPAN2023への参加

ITTOは、2023年9～10月に国内最大級の国際協カイベント「グローバルフェスタJAPAN2023」にブースを出展。熱帯林とSDGsとの関係についての認知向上に取り組み、熱帯林の減少、生物多様性の損失、気候変動など、熱帯林が直面する課題に対処しているITTOの役割等について来場者に紹介。



5. ITTO関係予算 ①持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業

【令和7年度予算概算決定額 75（75）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、**国際熱帯木材機関（ITTO）**を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「**持続可能な森林経営**」の実践及び「**持続可能な木材利用**」の推進体制の構築を支援します。これにより、食料生産等森林以外の土地利用と調和しつつ、**森林の持続性を確保**します。

<事業目標>

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

<事業の内容>

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、「**持続可能な森林経営(SFM)**」及び「**持続可能な木材利用(SWU)**」は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。
- ② 他方、重要な熱帯林資源を持つ**南米やアフリカ**においては、農地拡大等による**森林以外の土地利用への転用による森林減少**が進行しています。また、生物多様性保全の世界目標である「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」との調和が望まれます。
- ③ これに対し、ITTOは、これまでの熱帯林における知見を活かし、食料生産等と調和した収益性の高い森林経営の導入や木材利用促進を担う人材の育成等、**持続可能な木材サプライチェーンを構築**することが可能です。

2. 事業の内容

- ① **我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援**
40（40）百万円
G7会合等で、新たに「**持続可能な木材利用**」の重要性が確認されたことを受け、アジア・太平洋地域における**木材利用拡大プロジェクト**の展開等を支援します。
- ② **地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践**
35（35）百万円
南米・アフリカ等を対象に、**熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

持続可能な森林経営（SFM）

- ・持続可能な森林経営は、**生物多様性の保全**や**持続可能な木材利用に不可欠**。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、**地域のニーズを考慮した**、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要。

持続可能な木材利用（SWU）

- ・我が国が議長国を務めた2023年G7において、**SFMに加え、新たに確認・発信**。
- ・我が国の官民連携によるSWU推進の取組の経験をもとに、主に輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、木材利用推進を支援。

SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現

- ✓ 熱帯林を擁するグローバルサウス諸国における、地域ニーズを踏まえたSFMの確立
- ✓ SFM及びSWUの実践により、気候変動の緩和や熱帯林の生物多様性の保全等の国際目標の達成を支援
- ✓ SWUの展開により、森林資源を循環的に利用し、カーボンニュートラルを実現

【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課（03-3502-8063）

5. ITTO関係予算 ②国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和7年度予算概算決定額 22（22）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

<事業目標>

国際熱帯木材機関本部事務局設置に係る経費を拠出することにより、円滑な事務局運営に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

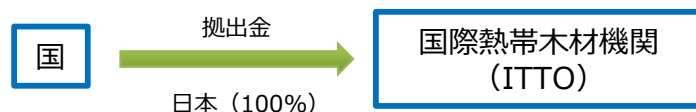
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「**国際熱帯木材協定**」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。**本部は、横浜市**に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、持続可能な熱帯林経営の促進に向けてITTOが果たす役割は極めて重要です。

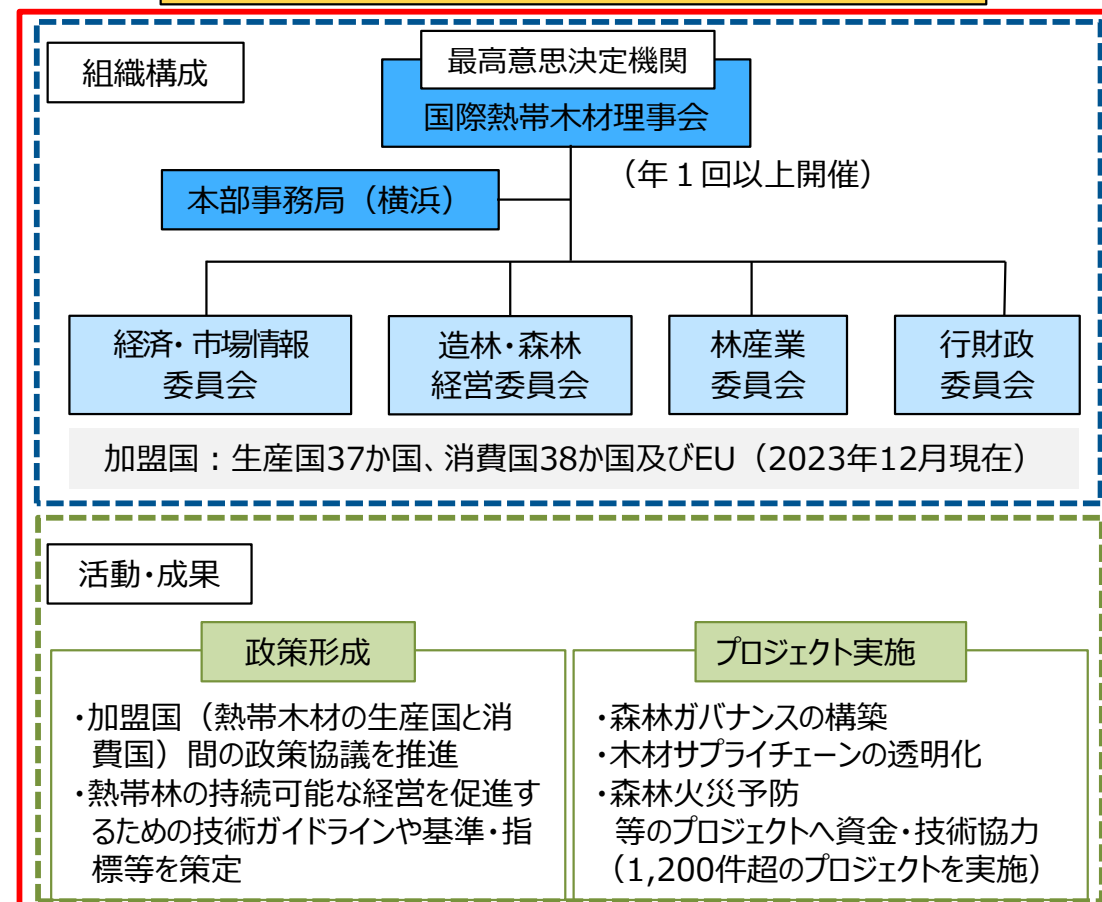
2. 事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「**日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定**」（1988年）に基づき、ITTOの**本部事務局設置経費**を拠出します。

<事業の流れ>



本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課（03-3502-8063）